

繊維製品品質表示規程等が変わりました！

家庭用品品質表示法の改正のポイントをご紹介します

2017年3月30日、家庭用品品質表示法施行規則の一部改正及び繊維製品、雑貨工業品などの各品質表示規程の改正内容が発表されました。公示内容をもとに、改正のポイントを解説します。ご参照ください。

[関連リンク>>消費者庁ホームページ「改正のお知らせ」](#)

現状	改正後	改正後の表示例	施行日
①繊維 帽子への表示を義務化（府令及び告示改正）			平成30年 (2018年) 4月1日
繊維の種類と取扱い表示の義務はなし※	帽子について、 繊維の種類と洗濯表示(取扱い表示) の記載を義務付ける		

※ただし既に東京都の消費生活条例では、帽子（表面積のうち織物または編物の割合が50%以上のもの）への表示は義務付けられている

②繊維 スポンについて裏生地を表示事項に追加（告示改正）			平成29年 (2017年) 4月1日
裏地について表示の義務はなし	スポンの裏生地を 表示対象 とする ※裏生地については混用率を省略し繊維名のみを列記する列記表示を行っても良い		

③繊維 マフラー等について家庭洗濯等取扱方法を表示事項に追加（告示改正）			平成29年 (2017年) 4月1日
繊維の組成表示のみ表記	マフラー、スカーフ及びショールの表示事項に「 家庭洗濯等取扱い方法 」を追加する。 ※ただし縫い付け不可能な製品やリバーシブル仕様の製品は貼付け等の表示でもよい		

④繊維 毛布のたて糸の表示の追加（告示改正）			平成29年 (2017年) 4月1日
よこ糸の組成表示及び家庭洗濯等取扱い方法の表記	従来は表面部分（毛羽部分）のみ表示すれば良いこととなっていたが、 たて糸 も表示を義務付ける		

⑤雑貨 人工皮革の表示の見直し（告示改正）			※ただし平成30年3月31日までに表示が付与される製品については従来通りの表示が可能(経過措置)
人工皮革を合成皮革と区別して表示	判別が困難な商品は、人工皮革であっても「 合成皮革 」と表示してもよいこととする		

※革及び合成皮革製の手袋、衣料についての見直し。靴、机等、椅子また座椅子等は改正後の表示方法にて対応。

⑥繊維 繊維の名称を示す用語の整理（府令及び告示改正）			新たに「複合繊維」というカテゴリーを設け、ポリマー名称とともに付記する。 繊維名の指定用語について「プロミックス」「ポリクラール」は廃止。			
家表法に指定の無い繊維名については「指定外繊維」のあとに括弧を付して「繊維名または商標」を表記	繊維の由来がわかるよう「植物繊維」、「動物繊維」等※、消費者がよりイメージしやすい言葉を用いて表示するなど用語の整理を行う	<table border="1"> <tr> <td>現状</td> <td>指定外繊維（黄麻） 指定外繊維（リヨセル）</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>植物繊維（黄麻） 再生繊維（リヨセル）</td> </tr> </table>		現状	指定外繊維（黄麻） 指定外繊維（リヨセル）	改正後
現状	指定外繊維（黄麻） 指定外繊維（リヨセル）					
改正後	植物繊維（黄麻） 再生繊維（リヨセル）					

※新たな指定分類用語は「植物繊維」「動物繊維」「再生繊維」「半合成繊維」「合成繊維」「無機繊維」「分類外繊維」「羽毛」「複合繊維」の9種。

ご不明点等がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい